

# 監事監査報告書

令和8年6月16日

学校法人 明泉学園

理事長 殿

評議員会 殿

監事 岩崎 麗

監事 粟津 卓郎

私たちは、私立学校法（以下「法」という。）第35条第1項第1号の規定に基づき、学校法人明泉学園（以下「本法人」という。）の2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）における理事の職務の執行、計算関係書類、財産目録及び事業報告について監査を行い、その結果を次のとおり報告します。

なお、本法人は法第37条の規定に基づき会計監査人（監査法人）を設置しており、計算関係書類については会計監査人による監査が実施されています。また、会計監査人設置法人として、学校法人会計基準第1条の2に基づき作成された活動区分資金収支計算書は計算関係書類に含まれます。

## 第1 監査の方法及び内容

1. 業務監査の方法 : 監事は、法第35条第1項第2号に基づき業務及び財産の状況の調査を実施するとともに、法第46条第2項に基づき理事会に出席して必要に応じて意見を述べました。  
(1) 理事会及び評議員会等の重要な会議への出席と報告 (2) 理事及び職員等からの業務執行状況に関する報告聴取及び書類の閲覧 (3) 事業報告（法第33条の2）の内容確認 (4) 内部統制システムの整備・運用状況の確認
2. 会計監査人の監査に関する確認の方法（法第37条関係） : 会計監査人設置法人の監事として、以下の手続により会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を確認しました。確認の対象には活動区分資金収支計算書を含む計算関係書類全体を含みます。(1) 会計監査人からの監査計画、実施状況及び監査結果に関する報告の受領 (2) 会計監査人の独立性の保持及び適切性の確認 (3) 計算関係書類（活動区分資金収支計算書を含む）及び財産目録の内容確認

## 第2 監査の結果

1. 理事の職務執行の適正性及び業務運営の状況 : 理事の職務執行を監査した結果、法令、寄附行為等に従い適正に行われており、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。
2. ガバナンス体制及び内部統制システムの状況 : 改正私学法が求めるガバナンス強化の観点から、理事会の実効性、評議員会の機能、利益相反管理の状況を確認しました。内部統制システムの整備・運用状況について、指摘すべき事項は認められませんでした。

## 第3 会計監査人及び事業報告に関する事項

1. 会計監査人の監査の方法及び結果の相当性 : 監事は、活動区分資金収支計算書を含む計算関係書類全体に対する会計監査人（東光有限責任監査法人）の監査の方法及び結果の相当性を検討した結果、適切であり、その結果は相当であると認めました。
2. 事業報告の確認 : 2025年度の事業報告（法第33条の2）の内容が、法人の状況を正しく示していること及び法令・寄附行為に基づいて適正に作成されていることを確認しました。

## 第4 監査意見

以上の監査の結果に基づき、次のとおり意見を表明します。

### 【業務監査意見】

本法人の2025年度における理事の職務の執行は、法令、寄附行為等に従い適正に行われているものと認めます。

### 【会計監査人の監査の方法及び結果の相当性に関する意見】

会計監査人の2025年度の計算関係書類（活動区分資金収支計算書を含む全体）に対する監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

以上